二　第一条中租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第一条第一号の改正規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

三　第一条中租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第二条第二号の改正規定（「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の七」に改める部分に限る。）　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

（経過措置）

2　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和九年四月一日以後に終了する事業年度において次の各号に掲げる規定の適用がある場合における当該事業年度に係る法人税の申告については、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）附則第五十四条又は第六十二条第四項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。

一　改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧措置法」という。）第四十二条の十二の規定

二　改正法附則第六十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧措置法第六十五条の八第七項又は第八項の規定

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百二号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第八十条第二項及び第八十五条第二項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第一項及び第六項、第十条の二第七項、第十条の三第一項及び第三項第三号、第十条の三の二第二項第三号、第十条の四、第十一条第一項、第十一条の三、第十三条の二第十三項、第十四条、第十七条の二第一項及び第五項、第十七条の二の二第六項第四号、第十七条の三第一項及び第三項第五号、第十七条の三の二第二項第六号、第十七条の四、第十七条の五第一項及び第三項、第十八条第一項、第十八条の五第一項、第十八条の七、第二十三条、第三十九条第一項、第四十条の二第一項、第四十七条第一項、第四十九条第一項並びに第五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の二」を「第三十二条」に改める。

第一条第三項中「「事業年度」、「確定申告書」、「中間申告書」」を削り、「第六号」を「第三号」に、「第十号」を「第五号」に改め、「事業年度、確定申告書、中間申告書」を削る。

第十二条の二を削る。

第十二条の二の二第一項中「第十条の二第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第十条の二第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第一号中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　法第十条第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

一　法第十条第一項の表の第二号の第一欄に掲げる個人　福島復興再生特別措置法第七十五条の二に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、当該個人の同法第七十五条の四第一項の規定による報告に係る財務省令で定める書類に記載されたもの（当該報告につき、当該個人が同号の第四欄に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類の交付を受けた場合における当該記載されたものに限る。）

二　法第十条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる個人　次に掲げる減価償却資産のうち当該個人の福島復興再生特別措置法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に記載されたもの

イ　法第十条第一項の表の第三号の第五欄のイに規定する特定事業（ロにおいて「特定事業」という。）の用に供する福島復興再生特別措置法第八十五条の五に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産

ロ　特定事業以外の福島復興再生特別措置法第八十四条第一項に規定する新産業創出等推進事業の用に供する同法第八十五条の五に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物

第十二条の二の二第四項を削り、同条第五項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、「税額計算特例規定」の下に「（所得税法第九十三条、第九十五条、第百六十五条の五及び第百六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の二第一項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の五第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項から第三項まで、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第三項及び第四項、第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項から第八項まで並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定をいう。以下第十二条の三の二までにおいて同じ。）」を、「給与所得の金額」の下に「（租税特別措置法第四十一条の三の十一第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該給与所得の金額からこれらの規定による控除をした残額。以下第十二条の三の二までにおいて同じ。）」を、「譲渡所得の金額」の下に「（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額。以下第十二条の三の二までにおいて同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第十条の二第四項」を「第十条第四項」に、「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第十条第六項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第百二十条の二第二項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

第十二条の二の二第八項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、「事業所得税額計算特例規定」の下に「（租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の二第一項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の五第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項から第三項まで、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第三項及び第四項の規定をいう。以下第十二条の三の二までにおいて同じ。）」を加え、「第五条の三第八項」を「第五条の三第七項」に改め、同条を第十二条の二とする。